

平成29年度 就学援助のお知らせ

(★前年度就学援助を受けていた方でも、引き続き援助を希望される方は、毎年申請が必要です★)

那覇市では、小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、経済的理由により給食費、修学旅行費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。

1 援助対象の方

那覇市に居住し、公立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者又は区域外就学で那覇市立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方



- ①現在、生活保護を受給中の方
- ②市民税が非課税世帯の方
- ③平成28年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった方
- ④東日本大震災の被災者で、生活が困窮していると認められる方 (罹災又は被災証明書が必要)
- ⑤生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方

【参考例】※平成29年度の目安基準額 世帯全員の総収入額が対象

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	209万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	292万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	354万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	394万円

※左記の総収入額は大体の目安です。世帯構成や家族の年齢などにより金額が異なりますので、総収入額を超えていた場合でも、審査の結果、認定となる場合があります。援助を希望される方は、申請してください。

※ここでいう収入とは、以下の算式で算出した額をいいます。

収入	=	所得税法上の所得の合算額 (給与及び公的年金等については収入額)	-	所得控除 (社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除)
----	---	-------------------------------------	---	--------------------------------

※ 上記①～④に該当しない場合でも、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については認定される場合がありますので、学務課までご相談ください。

2 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書など追加で資料の提出をお願いする場合があります。)

- ① 申請書 (学校の事務室又は学務課窓口にて配布)
- ② 保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードの北° - (支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ)
(※郵貯銀行の通帳は見開きのページ、それ以外の銀行の通帳は表紙をコピーして提出してください。)
- ③ 印鑑 (認め印可。スタンプタイプの簡易印鑑及びシャチハタは不可)

- ★ ④ 住民票謄本の原本 (那覇市民以外の方のみ)
- ★ ⑤ 平成29年度の所得証明書の原本 (平成29年1月1日時点で那覇市以外の住民の方のみ)
(H28年収入分て収入・控除・税額の記載があるもの) ※発行は6月1日以降となります。

援助対象の内容によって提出書類が異なります。

- 生活保護を受けている方 ⇨ ①申請書と③印鑑
- 生活保護を停止・廃止の方 ⇨ ①申請書と③印鑑と「生活保護廃止(停止)決定通知書」のコピー
- 東日本大震災の被災者 ⇨ ①～⑤の全てと「罹災又は被災証明書」のコピー

3 提出先

- 原則、学校の事務室又は学務課窓口保護者が直接提出
- 小・中学校の両方にお子さんをお持ちの保護者は、小学校の事務室へ

※申請後に振込口座の変更がある方は、必ず学務課へご連絡ください。